日蓮大聖人御書全集

四条金吾殿御返事（しじょうきんごどのごへんじ）

（法華行者住処の事（ほっけぎょうじゃじゅうしょのこと））

新版1624～1625

四条金吾殿御返事（法華行者住処の事）

弘安3年('80)10月8日　59歳　四条金吾

殿岡より米送り給び候。今年七月、盂蘭盆供の僧膳にして候。自恣の僧、霊山の聴衆、仏陀、神明も、納受・随喜し給うらん。尽きせぬ志、連々の御訪い、言をもって尽くしがたし。

何となくとも殿のことは後生菩提疑いなし。何事よりも文永八年の御勘気の時、既に相模国竜の口にて頸切られんとせし時にも、殿は馬の口に付いて足歩赤足にて泣き悲し

み給いし、事実にならば腹きらんとの気色なりしをば、いつの世にか思い忘るべき。

それのみならず、佐渡の島に放たれ、北海の雪の下に埋もれ、北山の嶺の山下風に命助かるべしともおぼえず、年来の同朋にも捨てられ、故郷へ帰らんことは大海の底のちびきの石の思いして、さすがに凡夫なれば古郷の人々も恋しきに、在俗の宮仕え隙なき身に、この経を信ずることこそ希有なるに、山河を凌ぎ蒼海を経て遥かに尋ね来り給いし志、香城に骨を砕き雪嶺に身を投げし人々にも、いか

でか劣り給うべき。また我が身はこれ程に浮かび難かりしが、いかなりけることにてや、同十一年の春の比、赦免せられて鎌倉に帰り上りけん。

つらつら事の情を案ずるに、今は我が身に過あらじ。あるいは命に及ばんとし、弘長には伊豆国、文永には佐渡の島、諫暁再三に及べば留難重畳せり。「仏法の中の怨なり」の誡責をも、身にははや免れぬらん。

しかるに、今、山林に世を遁れ道を進まんと思いしに、人々の語様々なりしかども、かたがた存する旨ありしによ

って、当国・当山に入ってすでに七年の春秋を送る。また身の智分をばしばらく置きぬ、法華経の方人として難を忍び疵を蒙ることは、漢土の天台大師にも越え、日域の伝教大師にも勝れたり。これは時のしからしむる故なり。

我が身、法華経の行者ならば、霊山の教主釈迦、宝浄世界の多宝如来、十方分身の諸仏、本化の大士、迹化の大菩薩、梵釈・竜神・十羅刹女も、定めてこの砌におわしますらん。水あれば魚すむ。林あれば鳥来る。蓬莱山には玉多く、摩黎山には栴檀生ず。麗水の山には金あり。今

この所もかくのごとし。仏菩薩の住み給う功徳聚の砌なり。多くの月日を送り読誦し奉るところの法華経の功徳は、虚空にも余りぬべし。しかるを、毎年度々の御参詣には、無始の罪障も定めて今生一世に消滅すべきか。いよいよ、はげむべし、はげむべし。

十月八日　　日蓮　花押

四条中務三郎左衛門殿御返事